

一般社団法人栃木県医師会
栃木県病院協会
一般社団法人栃木県私的病院協会
一般社団法人栃木県歯科医師会
一般社団法人栃木県薬剤師会
公益社団法人栃木県看護協会
一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会

御中

栃木県保健福祉部医療政策課
栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

「栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金Q&A」の改訂について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記のことにつきまして、厚生労働省医政局医療経営支援課から連絡があり、下記のとおり「栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金Q&A」を改訂しましたので、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 設問の追加

Ⅱ 賃金改善について

Q9 同一法人が複数の施設を運営しており、同じ給与体系を適用している場合は、法人単位での一括申請が可能であるが、賃金改善額が施設ごとの基準額を上回る施設と下回る施設があるとき、申請額はどのように算定すればよいか。

A9 申請額は、法人全体の基準額（各施設の基準額の合計額）を上限として、法人全体の賃金改善の総額（賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等による分を除く。）を基に算定してください。なお、申請額は千円未満を切り捨てた額としてください。

（国 Q&A22）

（例）

医療法人Aが運営するB診療所及びC訪問看護ステーションにおいて、賃金改善に合計37.0万円（B診療所10.0万円、C訪問看護ステーション27.0万円）を充てた場合

【給付金の基準額】

B診療所15.0万円、C訪問看護ステーション22.8万円 合計37.8万円

この場合、C訪問看護ステーションの基準額を超えて賃金改善に充てた額（4.2万円）をB診療所分として取り扱うことができるため、申請額は37.0万円とすることができます。

【本事例における申請額】

B診療所14.2万円、C訪問看護ステーション22.8万円 合計37.0万円

2 申請額の訂正について

既に申請いただいている診療所等において、上記の内容により申請額に変更が生じる場合は、栃木県診療所等給付金事務局（TEL 028-666-7753）から個別に御連絡いたします。

3 栃木県ホームページの御案内

「栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金の交付申請について」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/2026shinryoujyochinageshien.html>

医療政策課 医療指導担当：028-623-3084

医薬・生活衛生課 薬事審査担当：028-623-3120